

## 決済のご案内

物件名 : .....  
決済日時 6月24日(金) 10時30分より 銀行 支店にて

売買代金 2,000,000円  
固都税清算金 24,944円  
登記費用 172,280円  
合計 2,197,224円…①

### ①の内訳

1,987,744円 現金(相続財産管理人受領)  
37,200円 現金(売主司法書士費用)  
172,280円 現金(買主登記費用)

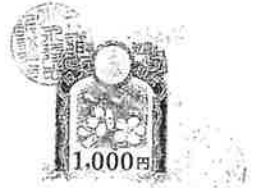
令和4年度年税額32,400円×281/365≒24,944円  
(令和4年6月24日～令和5年3月31日までの281日分)

### 当日必要な書類等

認印・南都銀行の通帳、銀行印・1000円の収入印紙

$$2198.224 \times \frac{1}{2} = 1099.11219$$

## 不動産売買契約書



売主亡 売財産管理人 〇〇〇と買主株式会社 〇〇〇とは、別紙物件目録記載の不動産(以下「本物件」という)について双方合意のうえ、下記条項の通り売買契約を締結した。

### (売買の成立)

第1条 売主は本物件を買主に売り渡し、買主はこれを買受けた。

### (売買代金)

第2条 本物件の売買代金は金2,000,000円とする。

### (売買代金の支払いおよび引渡し)

第3条 買主は令和4年6月24日、売買代金2,000,000円を売主に支払い、売主はこれと引換えに、買主へ本物件の所有権移転登記等に必要の一切の書類を交付し、売主が保有する本物件の鍵のみを買主に引渡す。

### (所有権移転等)

第4条 本物件の所有権は、買主が売買代金全額を支払い、売主がこれを受領したときに売主から買主に移転する。  
2 売主は本物件を現状有姿のまま買主に引渡すものとし、その種類、構造、床面積等が別紙物件目録記載の表示と相違しても、売主および買主は売買代金の増減等の異議を一切申し述べないものとする。  
3 本物件内に残置された動産については、その所有権は本物件の所有権移転と同時に売主から買主に移転するものとし、売主はその撤去義務を負わず、その処分については買主の負担とする。

### (契約不適合責任免責)

第5条 売主は、買主に対し、本物件(地中埋設物、地質、地盤、土壌汚染、地下水汚染、建物および給排水設備、消防設備、付帯設備、擁壁等の構造物全てを含むがこれらに限らない)の種類・品質に関する一切の契約不適合責任を負わないものとする。従って、万一、土壌汚染対策法及び関係諸法令に基づく基準を超える汚染が発見された場合や、アスベストが使用されている場合においても、買主は売主に対し異議申立て、修補請求、本契約の無効、解除、売買代金の減額請求または損害賠償請求等を行わないものとする。

### (売買対象面積)

第6条 本物件の面積は登記事項証明書記載の面積とし、これが実測面積と相違しても売主および買主は売買代金の増減等の異議を一切申し述べないものとする。

### (境界の非明示)